

小児用肺炎球菌

1 接種の対象者、接種回数及び接種方法

対象者	接種開始月齢	区分	接種間隔	回数
福山市に住民票のある生後2か月～60か月に至るまでの者	生後2か月から7か月に至るまで (標準的な接種開始月齢)	初回	27日以上の間隔 (標準的には生後12か月に至るまでに3回行うこと) ※ただし、2回目・3回目の接種は生後24か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。また2回目の接種が生後12か月を超えた場合、3回目の接種は行わないこと。(いずれも追加接種は実施可能)	3回
		追加	初回接種終了後、60日以上 ※生後12か月以降に行うこと (標準的な接種期間は生後12か月～15か月に至るまで)	1回
	生後7か月に至った日の翌日から12か月に至るまで	初回	27日以上の間隔 (標準的には生後12か月に至るまでに2回行うこと) ※ただし、2回目の接種が生後24か月を超えた場合、接種は行わないこと。(追加接種は実施可能)	2回
		追加	初回接種終了後、60日以上 ※生後12か月以降に行うこと	1回
	生後12か月に至った日の翌日から24か月に至るまで	—	60日以上	2回
	生後24か月に至った日の翌日から60か月に至るまで	—	—	1回

※ 「長期療養が必要な疾病などで定期の予防接種の機会を逸した者に対する特例」については、『定期接種実施マニュアル』を参照してください。

※ 2024年(令和6年)4月より15価肺炎球菌ワクチン(バクニューバンス)、同10月より20価肺炎球菌ワクチン(プレベナー20)が定期接種に用いるワクチンに追加されました。
なお、同9月末をもって13価肺炎球菌ワクチン(プレベナー13)は定期接種に用いるワクチンから除かれていますので、使用しないでください。

※ 使用するワクチンは、20価肺炎球菌ワクチン(プレベナー20)を基本としますが、当面の間は15価肺炎球菌ワクチン(バクニューバンス)も使用できます。

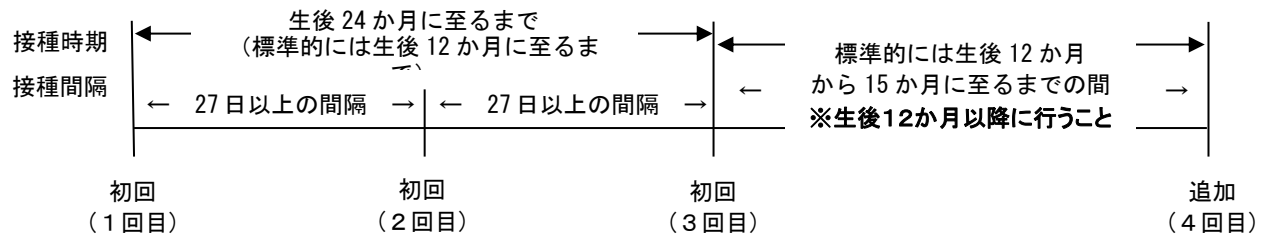
※ 13価肺炎球菌ワクチン(プレベナー13)を既に接種している者への接種は、原則として20価肺炎球菌ワクチン(プレベナー20)を使用してください。
なお、15価肺炎球菌ワクチン(バクニューバンス)を既に接種している者への接種は、引き続き同じワクチン(バクニューバンス)を使用してください。

2 接種方法

接種1回につき0.5mlを皮下接種または筋肉内注射

【基本的な接種パターン】

接種開始月齢: 生後2か月から7か月に至るまで



※2回目の接種が生後 12 か月を超えた場合、3回目の接種は行わないこと。(追加接種は実施可能)